

目 次

第1章 IT・インターネットの発展・普及と
「情報の媒体からの解放」

❖ Introduction／2

I	はじめに	3
1	ITに関するビジネスの概観	3
2	IT・インターネットに関する法と本書の構成	5
II	IT・インターネットの発展・普及	6
1	概要	6
2	コンピュータの黎明期	8
3	PCの普及とインターネットの確立	9
	(1) Windows 95の登場	9
	(2) ADSLサービスの開始とブロードバンド回線の普及	10
	〈表1-1〉インターネット利用者数および人口普及率の推移（個人）／11	
	〈表1-2〉インターネット利用率の推移（企業）／11	
	(3) PCとインターネットの汎用性をもつ可能性	12
	〔図1-1〕インターネットの仕組み／13	
	〔図1-2〕パソコン通信の仕組み／14	
4	インターネットを中心とした変革（現在進行中の世界）	14
	(1) インターネットを前提とした世界	14
	(2) Web 2.0そして「The Web is Dead」	15
	(3) クラウドコンピューティング	17
	(4) ソーシャルメディア——コミュニケーション、	

情報伝達・流通の新しい姿	18
(5) 無線によるインターネット接続の普及、端末の多様化	18
〔図1-3〕 インターネット利用者端末の種類（個人）／19	
(6) 情報爆発とビッグデータビジネス	20
5 IT・インターネットの発展段階に応じた法律問題	21
(1) コンピュータ黎明期の法律問題	21
(2) PCの普及とインターネットの確立時期の法律問題	21
(3) インターネットを中心とした変革期の法律問題	22
III デジタル化とインターネット	22
1 デジタル情報の特徴	22
(1) 概要	22
(2) 媒体への依存度が低いこと	23
(3) コンテンツに対して中立的であること	23
(4) 複製が容易であること——オリジナルとコピーの同一性	24
(5) 加工が容易であること	24
(6) 伝達（通信）が容易であること	24
(7) 技術的なコントロールの可能性があること	25
(8) デジタルとアナログ	25
2 インターネットの特徴	26
(1) 概要	26
(2) 公開性	27
(3) 汎用性	27
(4) 情報発信の容易さと双方向性、多方向性	27
(5) 匿名性？	28
(6) 情報流通の事後的な阻止の困難性——損害拡大の容易さ、 損害回復の難しさ	29
IV 情報の媒体からの解放	30

目 次

1	情報と媒体	30
(1)	無体物としての情報	30
(2)	情報と有体物たる媒体の結びつき	31
2	IT・インターネットと「情報の媒体からの解放」	32
(1)	情報と媒体の分離・解放	32
(2)	既存ビジネスモデルの変容	33
V	IT・インターネットと法——衝突する価値観	35
1	概 要	35
2	表現の自由	35
3	通信の秘密	36
4	個人に関する情報・プライバシーの保護か活用か	37
5	著作権の保護か著作物の活用か	37
6	サイバースペースの自由？	38

第2章 「情報の媒体からの解放」に伴う 新しいサービスと著作権法

❖ Introduction／42

I	IT・インターネットと知的財産権	43
1	知的財産権と情報	43
(1)	知的財産権・知的財産法	43
(2)	知的財産法による情報の保護	44
2	IT・インターネットと知的財産権・知的財産法	44
II	IT・インターネットと著作権	46
1	問題の所在	46

(1) 著作権法による規律と「情報の媒体からの解放」	46
(2) デジタル化による著作物コピーの容易化	46
(3) インターネットの普及と違法著作物の流通の容易さ	47
(4) 一般の人々による情報発信に伴う著作権侵害のリスク	47
(5) 一般の人々による著作物制作の容易化、二次的・多次的な 作品の増加	48
(6) 著作物の大量流通	48
(ア) 一般の人々が創作した著作物の流通	48
(イ) 孤児著作物 (Orphan works) の問題	49
(7) 新しい技術・サービスと著作権侵害のリスク	50
2 著作権法の概要と IT・インターネット	51
(1) 無法式主義	51
(2) 著作物	51
(ア) 著作物の定義	51
(イ) 著作物の4つの要素	52
(ウ) IT・インターネットの発展・普及と二次的著作物	52
(3) 著作権法上の権利——著作者の権利 ≠ 著作権	53
(ア) 著作権——11の支分権	54
(イ) 著作者人格権——譲渡も放棄もできない権利	56
(ウ) 著作隣接権——さまざまな権利者	57
(4) 職務著作	58
(5) 保護期間	58
(6) 許される行為 (著作権の制限)	58
(ア) 限定列举方式	58
(イ) 私的使用目的のための複製	59
(ウ) 引用	60
3 新しい技術と著作権をめぐる裁判例	60

目 次

(1) はじめに——シフティング・サービスと著作権	60
(2) テレビ番組とプレス・シフティング	61
(ア) インターネットを利用したテレビ番組のプレス・シフティング / 61	
〔図 2-1〕 プレス・シフティング / 62	
(イ) まねき TV 事件、ロクラク II 事件 / 62	
(ウ) 侵害行為の主体とカラオケ法理 / 64	
(エ) 問題提起 / 64	
(3) 音楽とメディア・シフティング	66
(ア) 音楽情報の携帯電話へのメディア・シフティング / 66	
〔図 2-2〕 メディア・シフティング / 66	
(イ) MYUTA 事件 / 67	
(ウ) 問題提起 / 68	
(4) テレビ録画とタイム・シフティング	69
(5) メディア間・コンテンツ間の競争とシフティング	70
(ア) ユーザーの有限の時間をめぐる競争 / 70	
(イ) コンテンツの価値とシフティング / 71	
(6) 裁判例が提起する問題	73
(ア) 「侵害主体」の解釈 / 73	
(イ) 「公衆」の解釈 / 74	
(ウ) 新しいサービスへの影響 / 74	
(エ) 小 括 / 76	
4 フェアユース導入の議論	77
(1) 米国におけるフェアユース	77
(2) 日本におけるフェアユース導入の意義と問題点	79
(ア) 日本版フェアユースの意義と必要性 / 79	
(イ) 日本版フェアユース導入議論の現状 / 80	
5 著作権法以外の手段による規律	82

(1) 概要	82
(2) 技術によるコントロール	83
(3) 契約法理によるコントロール	83
(ア) クリエイティブ・コモンズ/83	
(イ) オープンソース・ソフトウェアと GPL/85	
(ウ) 自由な利用を阻害する方向の契約/86	
(4) 市場（マーケット）の選択	86

第3章 情報発信に伴う法的責任

❖ Introduction/90

I インターネット上の言論と表現の自由	91
1 はじめに——個人による情報発信と新しいメディアのあり方	91
2 インターネット上の言論の特徴	93
(1) 概要	93
(2) 一般個人による情報発信の容易さと双方向性	93
(3) 匿名性	94
(4) 損害の拡大の容易性（損害の回復の困難性）	94
(5) 表現者と管理者の分離	94
(6) 公開性（参加者の無限定性）	95
3 IT・インターネットの発展・普及と表現の自由	96
II 名誉毀損	98
1 名誉毀損とは	98
2 名誉毀損となる要件	99
(1) 要件と判断基準	99

目 次

(2) 刑事上の責任	100
(3) 民事上の責任	100
(ア) 事実の摘示による名誉毀損	101
(イ) 意見表明による名誉毀損	101
(4) 民事上の救済方法	101
3 インターネット上の言論に特有の問題	102
(1) 仮名（ハンドルネーム）——「他人」の解釈	102
(ア) 仮名（ハンドルネーム）に対する社会的評価、経済的価値	102
(イ) 本人を特定できる場合	103
(ウ) 本人を特定できない場合	103
(2) インターネット上のコミュニティサービスと「一般読者」	105
(3) インターネットに特有の免責事由	106
(4) 反論可能性と名誉毀損の成否	107
(5) 対抗言論（応酬的言論）と免責	108
III プライバシー権	109
1 プライバシー権とは	109
2 私事の公開とプライバシー権侵害	111
3 民事上の救済方法	112
IV 肖像権、パブリシティ権	113
1 肖像権	113
(1) 写真や動画の掲載と肖像権	113
(2) 肖像権とは	113
2 パブリシティ権	114
(1) パブリシティ権とは	114
(2) パブリシティ権侵害の要件	115
(3) パブリシティ権侵害に対する救済方法	116
(4) 物のパブリシティ権	116

第4章 インターネット上の情報発信と 媒介者の責任

❖ Introduction／120

I	媒介者の責任	121
1	問題の所在	121
(1)	媒介者に法的責任を問う必要性	121
(2)	媒介者に法的責任を問う問題点	122
2	媒介者の責任の法的根拠	122
3	媒介者の責任と著作権侵害をめぐる裁判例	124
(1)	カラオケ法理	124
(2)	動画投稿共有サイトと著作権侵害	124
(3)	ネット掲示板と著作権侵害	126
II	プロバイダ責任制限法	127
1	概要	127
2	対象者——特定電気通信役務提供者	128
3	損害賠償責任制限規定	129
(1)	概要	129
〔図4-1〕	プロバイダ等の責任／129	
(2)	被害者に対する責任の制限——不作為を理由とする責任の制限	130
(3)	加害者（情報発信者）に対する責任の制限——作為を理由とする責任の制限	131
(4)	実務上の留意点	131
4	発信者情報開示請求権	133
(1)	発信者情報開示とは	133

目 次

(2) 通信の秘密やプライバシー、表現の自由の保護	134
(3) 発信者情報開示請求の要件	135
(4) 発信者情報開示請求の手続	136
(5) 実務上の留意点	137
III 媒介者の責任と P2P	139
1 P2P とは	139
〔図 4-2〕 サーバークライアント方式によるデータの送受信	139
〔図 4-3〕 ハイブリッド P2P によるデータの送受信	140
〔図 4-4〕 純粋型 P2P によるデータの送受信	140
2 ハイブリッド型 P2P と媒介者の責任	140
3 純粋型 P2P と媒介者の不在	142
(1) 問題の所在	142
(2) Winny 事件	142
(3) これからの課題	143

第 5 章 個人に関する情報の利用と保護

❖ Introduction / 146

I 個人に関する情報の利用	147
1 概 要	147
2 個人に関する情報の取扱い環境の変化	148
〔図 5-1〕 個人に関する情報の取扱い環境の変化	149
(1) 認識（収集）され、記録される情報の質と量の拡大	149
(2) 記録可能な情報の量の増大	150
(3) 分析、加工、活用の容易さ	150

(4) 複製の容易さ	150
(5) 伝達の容易さ	150
II 個人情報保護法	151
1 概要	151
2 目的および基本理念	152
3 個人情報	153
(1) 定義	153
(2) 個人データ、保有個人データ	154
(3) センシティブ情報（機微な情報）	154
〔図5-2〕 個人情報、個人データ、保有個人データ	155
4 規制対象	155
(1) 個人情報取扱事業者	155
(2) 個人情報取扱事業者の義務	156
〔図5-3〕 個人情報の取扱いのプロセス	156
(ア) 収集および利用に関する規制（15条～18条）	157
(イ) 管理に関する規制（19条～22条）	157
(ウ) 第三者提供に関する規制（23条）	157
(エ) 個人情報開示請求等（24条～27条）	158
(3) 小括	159
5 個人情報保護法違反	159
III 個人に関する情報の収集・利用の法的問題	160
1 ライフログ	160
(1) ライフログの意義と活用	160
〔図5-4〕 ライフログの取扱いプロセス	161
(2) ライフログと個人識別情報	161
(3) ライフログの問題点	162
2 個人に関する情報とプライバシー権侵害	164

目 次

(1) 概 要	164
(2) 個人に関する情報の取得についての責任	165
(3) 個人に関する情報の第三者提供についての責任	167
(4) 個人に関する情報の組織内利用と責任	168
(5) 個人に関する情報の管理・廃棄等の不備と責任（情報漏えい事案）	169
3 ライフログと個人識別性	171
(1) 個人識別性の有無と法的責任	171
<表 5-1> 個人識別性の有無	172
(2) プライバシー権侵害と個人識別性	173
(ア) 「石に泳ぐ魚」事件	173
(イ) 他の情報との照合により個人識別性を獲得する場合	174
(ウ) 損害の有無	175
(3) 個人情報保護法と個人識別性	175
〔図 5-5〕 個人情報保護法と個人識別性	176
(4) 個人識別性を有しないが個人識別性獲得可能性のある情報	177
4 DPI 技術を利用したライフログの取得と通信の秘密	178
(1) DPI と通信の秘密	178
(2) 通信当事者の「同意」	178
(3) DPI のほかの利用方法と通信の秘密	180
5 ライフログ適正活用のための規律と配慮原則	181
(1) 法による規制か自主規制か	181
(2) 配慮原則	181
(3) 小 括	182

第6章 IT・インターネットの発展と決済

❖ Introduction／186	
I 一般消費者向けオンライン取引と決済	187
1 オンライン取引における決済手段	187
(1) 主な決済手段	187
<表6-1> 日本における一般消費者向けオンライン取引市場の推移	187
(2) クレジットカードによる決済	188
<表6-2> PC経由のオンライン取引で最近1年間に利用した 決済手段	189
<表6-3> 主要な決済手段の特徴	190
(3) インターネットバンキング	192
(4) サーバ管理型電子マネー	193
(5) コンビニエンスストアでの支払い、代引き	193
(6) ISP料金や携帯電話料金などとの合算決済	194
(7) 登録済み決済手段をIDとパスワードにより利用する方法	195
2 オンライン取引の決済と不正利用（なりすまし）	196
(1) 概要	196
(2) オンライン店舗等と利用者（本人）との契約関係	197
(ア) 原則	197
(イ) 本人確認方法についての事前合意の効力	198
(3) クレジットカードの不正利用——クレジットカード会社と 利用者（本人）との契約関係	199
(4) インターネットバンキングの不正利用	200
II 電子マネー	202

目 次

1 電子マネーの種類と利用の実態	202
(1) 電子マネーの定義	202
(2) 電子マネーの分類と利用の現状	203
〈表 6-4〉 主な電子マネーの発行枚数等	205
2 電子マネー（前払い式）の法律関係	206
(1) 当事者 3 者間の関係	206
(ア) 電子マネー利用の流れ	206
〔図 6-1〕 電子マネー利用の流れ	206
(イ) 電子マネーの契約関係	207
〔図 6-2〕 電子マネーの契約関係	207
(2) 法律構成・法的性格	208
(ア) 概 要	208
(イ) 価値構成	209
(ウ) 債権構成	210
〈表 6-5〉 法律構成・内容・問題点の比較	210
(エ) 合意構成	211
(3) 電子マネーに関する諸問題	212
(ア) 概 要	212
(イ) 電子マネーのデータの紛失・毀損	212
(ウ) 電子マネーのデータの偽造	214
(エ) 不正利用（なりすまし）	216
(オ) 加盟店・利用者間の契約の瑕疵（無効、取消し、解除等）	217
III 資金決済法	220
1 概 要	220
2 前払い式支払手段	221
(1) 前払い式支払手段とは	221
(2) 前払い式支払手段の 2 類型	222

(ア) 自家型前払い式支払手段／222	
(イ) 第三者型前払い式支払手段／223	
(3) 払戻しの原則禁止	223
(4) 情報の安全管理のための措置の導入	224
3 資金移動（為替取引）	224
(1) 資金移動業の事業会社等への開放	224
(2) 資金移動業者の登録	225
(3) 資産保全義務	225
(4) 情報の安全管理のための措置等	225
(5) 資金移動業の可能性	226
IV 電子マネーをめぐる今後の課題	226
1 ポイントサービス	226
2 電子マネーの取引履歴	227
(1) 電子マネーの取引履歴の価値と活用	227
(2) 電子マネーの取引履歴の法律上の問題	229
(ア) 電子マネーの取引履歴活用の是非／229	
(イ) 個人識別性を有する電子マネーと個人情報保護法、 プライバシー保護／229	

第7章 クラウドコンピューティング

❖ Introduction／232

I クラウドコンピューティングとは	233
1 定義と特徴	233
2 クラウドサービスの分類	235

目 次

(1) 概 要	235
(2) 3つのサービスモデル (SaaS、PaaS、IaaS)	235
(3) 3つのサービス提供形態 (パブリック、プライベート、 ハイブリッド)	236
II クラウドコンピューティングのリスクと法	237
1 契約と免責規定・責任限定規定、SLA	237
(1) クラウド事業者の責任	238
(2) 免責規定・責任限定規定と SLA	239
ア) 免責規定・責任限定規定	239
イ) SLA (Service Level Agreement)	239
(3) クラウドサービス提供契約	239
ア) 稼働に関する問題	240
イ) セキュリティの問題	242
2 データの取扱いをめぐる問題	244
(1) 概 要	244
(2) 個人情報の保護とクラウド事業者の責任	244
(3) 営業秘密の保護とクラウド事業者の責任	245
(4) データの消失とクラウド事業者の責任	246
3 サービスの変更・終了などをめぐる問題	247
(1) 概 要	247
(2) 実務上の留意点	247
4 個人に関する情報の漏えいと法的責任	248
(1) 問題の所在	248
〔図 7-1〕 個人に関する情報の漏えいをめぐる損害賠償請求	249
(2) 本人からクラウド利用者およびクラウド事業者への損害賠償請求	249
ア) 概 要	249
イ) 事 例	249

(ウ) 実務上の留意点／250	
〔図7-2〕 ホスティング事業者による個人に関する情報の漏えい事例／250	
(3) クラウド利用者からクラウド事業者への損害賠償請求、求償等……………251	
(ア) 概要／251	
(イ) 事例／251	
(ウ) 実務上の留意点／251	
5 国境をまたぐ問題……………251	
6 クラウドサービス導入の判断と取締役の善管注意義務……………252	
7 クラウドコンピューティング活用のための法的課題……………254	
(1) 2つの法的課題……………254	
(2) クラウドコンピューティングの活用と著作権法……………254	
(ア) クラウド事業者の侵害主体性／254	
(イ) 「公衆」の解釈／255	
(ウ) 権利制限規定／256	
(エ) 小括／256	
(3) クラウドコンピューティングの活用と個人に関する情報の保護……………257	
(ア) ビッグデータビジネス／257	
(イ) 医療分野におけるクラウドコンピューティングの活用／258	
(ウ) スマートグリッドと個人に関する情報／259	
(エ) 新しい技術と個人に関する情報の保護／260	
• 事項索引……………261	
• 判例索引……………263	
• 著者紹介……………266	